

## 会費規程

一般社団法人リン循環産業振興機構

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人リン循環産業振興機構（以下「本機構」という。）定款第7条の規定に基づき、社員を含めた会員の本機構の会費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### (年会費)

第2条 本機構の年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- |            |        |      |
|------------|--------|------|
| (1) 特別会員   | 一口30万円 | 一口以上 |
| (2) 正会員    | 一口10万円 | 一口以上 |
| (3) 賛助会員   | 一口2万円  | 一口以上 |
| (4) 協賛団体会員 | 一口2万円  | 一口以上 |
| (5) 学会会員   | 一口5千円  | 一口以上 |

### (会費の納期)

第3条 会員は毎事業年度、6月末日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。  
なお、退会する場合の会費の返還は行わない。

### (途中入会の会費及び納期)

第4条 事業年度の途中に入会した会員の当該事業年度の会費は、入会承認日が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から翌年3月まで）の場合は年額の半額とする。

- 2 前項の会費の納入は、本機構から入会承諾の通知を受けた日から30日以内に行うものとする。

### (変更)

第5条 この規程は、定款第14条の規定により、総会の決議によって変更することができる。

### 附則

この規程は、平成30年11月5日から施行する。

この規程は、2019年5月24日から施行する。